

令和5年度

造 林 事 業 標 準 単 価 表

( 下 列 )

令和5年7月1日

香川県環境森林部森林・林業政策課

I 施行形態区分による標準単価の適用

区 分	適 用
自 力	森林所有者が森林組合等へ施業の委託を行わず、自己の労務等で実施する場合
受 託	森林組合等が森林所有者から施業の委託を受けて実施する場合
請 負	市町等が森林組合等と請負(委託)契約により実施する場合 ただし、施業委託による場合は、上記「受託」区分を適用

II 施業区分による標準単価の適用

全刈り

区 分	適 用 考	
	占有植生	備 考
全刈り I	カヤ、笹類、ツル、バラ類、灌木類	全刈り
全刈り II	カヤ、笹類、ツル、バラ類、灌木類	全刈り(2回刈)

筋刈り

区 分	適 用 考	
	占有植生	備 考
筋刈り	カヤ、笹類、ツル、バラ類、灌木類	筋刈り

備考1 本表は植栽列等に沿って刈り払いを行う「筋刈り」に適用する。

- 2 刈り払い機による振動業務の作業時間は1人1日あたり2時間以内(振動業務の一連続作業時間ごとにもうける休止時間として計上している。
- 3 諸雑費は、刈り払い機の損料及び砥石の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

III 社会保険料等について

社会保険料等は、現場従業員及び現場労働者に係る労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料のうち法定の事業主負担分(労災保険の特別加入制度に係る保険料を含む。)並びに退職金共済制度(林業退職金共済制度(林退共)、建設業退職金共済制度(建退共)、中小企業退職金共済制度(中退共))の掛金とする。

施行地ごとに、事業に従事した各現場労働者について社会保険等(労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金及び退職共済制度)の加入状況に応じ、表1に示す点数を合計し、当該現場労働者数で除して算出される平均点数に応じて、表2に示す加算率を適用する。

(表1)

社会保険等		加入している場合の点数
労災保険		6点
雇用保険		1点
健康保険		5点
厚生年金保険		10点
退職金共済制度	中小企業退職金共済制度以外	2点
	中小企業退職金共済制度	3点

(表2)

平均点数	加算率
1点以上 7点未満	3%
7点以上 13点未満	10%
13点以上 23点未満	13%
23点以上	18%

